

公益社団法人那須烏山市シルバー人材センター会員就業規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人那須烏山市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第3条の目的を達成するため、会員の就業に関し必要な事項を定めるものとする。

(努力義務)

第2条 センターは会員による相互共助団体であって、会員はお互いの経験、能力及び人格を尊重し、協力し合い、会員自身の創意性を發揮しながら働く機会を広げ、その健康と福祉を増進するとともにセンターの発展に寄与するものとする。

(平等の原則)

第3条 センターは、会員の信条、社会的身分、門地、性別、宗教などの理由により、その就業などの面で差別扱いをしない。

第2章 就業

(就業の割当)

第4条 センターは、仕事の受注の都度会員の希望を配慮し、合意のうえ予め就業期間、仕事の内容、その他必要な事項を明示して就業を割り当てるものとする。

2 会員は、発注者と受注又は作業条件について、直接の交渉当事者とならない。

(就業時間)

第5条 会員の就業時間は、会員の健康と福祉的労働であることに配慮し、1日7時間以内、1月20日以内とする。ただし、職務の性質、就業場所、季節などの事情によりその始業、終業時間、休憩時間、休日等の基準について、理事長は別に定めることができる。

(報酬分配)

第6条 会員の就業に伴う報酬の配分については、就業の都度、仕事の時間と内容等に見合って個別に提示し、原則として、毎月末締切翌月25日支払いとする。ただし、支払日が土曜日、日曜日又は休日にあたるときは、その翌日とする。

2 会員は、就業報告書を携行し、契約内容に即した仕事に従事したうえ、その状況を就業報告書に記録し、就業終了後発注者の確認を受け、速やかにセンターに提出しなければならない。

(就業上の注意事項)

第7条 会員は、就業にあたり次の点に留意することとする。

- (1) 就業中は、あらかじめ指名されたリーダーの指示に従い、互いに協力して就業すること。
- (2) やむを得ない事由により契約の仕事に従事できない場合は、事前にセンターに届け出ること。
- (3) 仕事上知り得た機密事項及び発注者（委託者）の不利益になることは、他に漏らさないこと。
- (4) 就業にあたっては、安全の確保に万全の注意を払い災害の防止に努めること。

(5) 就業に先立ち仕事の契約内容を十分に把握し、契約以外の仕事に従事してはならない。

(就業の停止)

第8条 会員は、次の各号に該当するときはその就業を停止するものとする。

- (1) 天災事変その他やむを得ない事由によって、仕事の継続が不可能となったとき。
- (2) 会員の就業が、その健康と福祉に反すると認められるとき。
- (3) 会員として、センターの目的と名誉に反する行為があったとき。
- (4) 仕事の契約期間が満了したとき。

第3章 安全衛生

(センターの措置事務)

第9条 センターは、会員の就業にあたりその安全衛生の面で常に配慮し、災害防止などに努力するものとする。

(健康診断)

第10条 会員は健康と福祉の増進のため、毎年1回以上健康診断を受けるものとする。
2 健康診断の結果特に必要がある場合、センターは会員に対し就業を一定期間禁止又は就業時間・職種の変更をすることができるものとする。

第4章 災害補償

(災害補償)

第11条 センターは、就業中の会員が不慮の事故によって受けた傷害又は第三者に与えた損害に対し、保険に加入してこれを補償するものとする。

第5章 福利厚生

(福利厚生)

第12条 センターは、会員の健康と福祉並びにその生活感の充実のため、レクリエーションその他の活動に対し協力するものとする。

第6章 雜則

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、会員の就業に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成18年4月1から施行する。
- 2 この規約の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。